

一般社団法人
香川県中小企業退職金共済会

安心

安全



共済
制度

確実

有利

退職金共済制度加入のお奨め

1

**退職金の準備が
手軽にできます!**

この制度を利用になりますと
支払資金を日頃から準備して
おくこととなりますので、
事業主は一時に多額な資金を
準備する必要はありません。

2

**掛金は全額非課税
になります!**

法人企業は損金、個人企業は
必要経費として全額非課税に
なります。このため事業主の
実質的負担はそれだけ
軽くなり、たいへん有利です。

3

**従業員の確保・定着
に役立ちます!**

退職金制度の完備は、従業員及び
入社希望者にとって大きな魅力です。
この制度に加入することにより、
従業員の皆様に安心して
働いていただけますから、
それだけ定着率が高まります。

4

**退職金制度の
ない企業では**

この制度を利用して、
確実な退職金制度を
手軽に設けることが
できます。

5

**退職金制度が
既にある企業でも**

既存の退職金制度の中に、
この制度を組み込んで、
より確実な制度に
することができます。

一般社団法人香川県中小企業 従業員に退職金

労働者の老後における所得の充実・退職金財源の確保と企業負担

制度の内容

掛金

- 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで1,000円刻みに設定できます。
- 掛金は全額事業所負担になります。
- 掛金は30,000円を上限に増額できます。

全額非課税

- 法人企業は損金
- 個人企業は必要経費



退職金

- 退職金は香中退共から直接、退職する従業員に支払われます。
- 振り込まれた退職金は退職所得扱いになります。
- 従業員が死亡した時は、民法に定められた遺族の順位により支払われます。

※退職金支給日は締切日以内に書類が届き完備していれば
翌月20日(土・日・祝日は翌営業日)に振り込まれます。

解約手当金

- 途中で共済契約を解約した場合は、香中退共から解約手当金が直接従業員に支払われます。(退職金相当額の80%)
- 振り込まれた解約手当金は一時所得扱いになります。

建設業経営事項審査の加点対象

- 当制度は建設業経営事項審査の加点対象になっており、審査に必要な『加入証明書』を発行しております。

制度の取扱い

加入できる事業所

- 香川県内に主たる事務所を有する企業

加入できる者

- 常用従業員 ●パート社員 ●使用人兼務役員

加入できない者

- 個人事業主 ●法人企業の役員
- 個人事業主と生計を一にする親族
- 他の特定退職金共済団体の被共済者

加入手続きと掛金の払込方法

- 加入申込書により香中退共にお申込み下さい。
- 掛金の払込方法は取引金融機関の口座より毎月自動的に振替えさせていただきます。

効力発生日

- 加入申込み受付のあった分については翌月6日(土・日・祝日は翌営業日)に指定預金口座より振替し、振替のできた契約につき、その日から効力が発生いたします。

退職金共済証の発行

- 共済契約者に対して『退職金共済証』を発行します。

給付金の請求

- 従業員が退職、または死亡したときは香中退共備え付けの用紙によって請求してください。

退職金共済会で の充実を

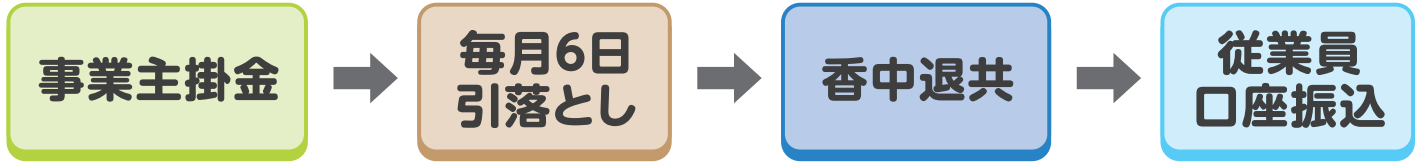
軽減のため、ぜひご加入下さい。

制度のしくみ

香川県内に主たる事務所を有する企業が、当共済会と退職金共済契約を結び、事業主が毎月掛金を納付し、従業員が退職したときは、加入事業主にかわって当共済会が従業員に直接退職金を支払うものです。



運用



基本退職金支給額表

掛金月額 納付年数	1,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円
1年	8,700	26,100	43,500	69,600	87,000	130,500	174,000	217,500	261,000
3年	36,000	108,000	180,000	288,000	360,000	540,000	720,000	900,000	1,080,000
5年	60,300	180,900	301,500	482,400	603,000	904,500	1,206,000	1,507,500	1,809,000
10年	121,300	363,900	606,500	970,400	1,213,000	1,819,500	2,426,000	3,032,500	3,639,000
15年	183,120	549,360	915,600	1,464,960	1,831,200	2,746,800	3,662,400	4,578,000	5,493,600
20年	250,140	750,420	1,250,700	2,001,120	2,501,400	3,752,100	5,002,800	6,253,500	7,504,200
25年	321,010	963,030	1,605,050	2,568,080	3,210,100	4,815,150	6,420,200	8,025,250	9,630,300
30年	395,590	1,186,770	1,977,950	3,164,720	3,955,900	5,933,850	7,911,800	9,889,750	11,867,700
40年	556,370	1,669,110	2,781,850	4,450,960	5,563,700	8,345,550	11,127,400	13,909,250	16,691,100

- 上記支給金額は一部の例を示したものです。
- 給付額は当会の退職金共済規約に基づくものですが経済変動により改定されることがあります。
- 掛け捨てではありません。(1ヵ月目から支給されます)

制度の加入・請求

申込書類

- 退職金共済契約申込書
- 預金口座振替依頼書
- 事業所名・代表者名・住所・
印鑑届登録簿

請求書類

- 退職金共済給付金請求書
- 退職金共済証
- 退職所得の受給に関する申告書
(マイナンバーの記載及びマイナンバー写しの添付)

※退職金支給日は締切日以内に書類が届き完備していれば翌月20日(土・日・祝日は翌営業日)に振り込まれます。

掛金収納取扱金融機関

阿波銀行

香川銀行

高松信用金庫

伊予銀行

観音寺信用金庫

中国銀行

愛媛銀行

四国銀行

百十四銀行

※50音順

【設立の経緯】

昭和52年12月13日 香川県知事の許可を得て、社団法人香川県中小企業退職金共済会が設立される。

昭和53年 1月30日 所得税法施行令第73条に定める『特定退職金共済制度』として高松税務署長の承認を得る。

平成25年 4月 1日 公益法人改革によって、一般社団法人香川県中小企業退職金共済会としてスタートする。

◆事業主の退職金制度『**小規模企業共済**』も取り扱っております。詳しくは当共済会までお問い合わせください。

香川県知事許可<24労政 第57637号>・高松税務署長承認<高法3 第54号>・所得税法施行令第73条該当団体

一般社団法人 **香川県中小企業退職金共済会**

〒769-0104 香川県高松市国分寺町新名419番地2
TEL.087-814-4311(代) FAX.087-875-9066

<http://www.kataikyo.com>

令和元年12月1日改正